

菊池市重度心身障がい者医療費助成制度

● 制度の概要

重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、社会保険等で医療を受けた場合は、その自己負担額の一部について市町村が助成します。

【令和6年3月診療分まで】

- 通院 一医療機関等につき 月額 1,020円を超えた額
- 入院 一医療機関等につき 月額 2,040円を超えた額

【令和6年4月診療分から】

- 通院 一医療機関等につき 月額 1,000円を超えた額
- 入院 一医療機関等につき 月額 2,000円を超えた額

※一部助成対象に該当しない経費もあります。

● 助成対象者

菊池市内に住所を有するか又は障害者総合支援法の規定（居住地特例）に該当する満1歳以上で、各医療保険の被保険者又は被扶養者である次のいずれかに該当する方。

- (1) 身体障害者手帳の1級又は2級をお持ちの方
- (2) 療育手帳のA1またはA2をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方
- (4) 福祉手当受給相当者

※本人又は扶養義務者の方が所得制限を超えている場合は助成対象外です。

※毎年7月に各受給者の所得額を確認し、助成対象者の審査を行います。

● 医療費助成までの流れ

- ①医療機関にて医療費（一部負担金）の支払いを行います。
- ②支払った領収書を持って、本庁福祉課又は各支所市民生活課にて助成申請を行います。
 - ※ レシート等ではなく、点数と一部負担金が記載されている領収書が必要です。
 - ※ 領収書は、月ごと・病院ごとに分けます。
 - ※ 領収書を紛失した場合、直接医療機関にて診療月・保険点数・金額等に関する証明を受けた助成申請書（様式第7号）が代わりに必要です。
 - ※ 高額医療に該当される場合、先に医療保険の保険者に高額医療の申請を行います。
 - ※ 申請書は、診療日の属する月の翌月から提出が出来ます。
 - ※ **申請が可能な期間は、受診した月の翌月から起算して1年を経過した月までです。**
(例) 6月診療分 → 翌年の7月まで申請が可能
- ③菊池市が審査を行い、対象となる費用を指定口座へ直接振り込みます。

● 医療費の支給日について

高額医療の償還額を確認後、支給処理をかけますので、額が確定する診療月から約3カ月後の28日に指定口座へ支給を行います。(例) 1月診療分→4月28日に支給

28日が土日祝日の場合、前営業日（平日）が支給日となります。

(裏面へつづく)

● **助成対象となる費用** → 各健康保険の保険給付対象となる費用。

- (例)・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）に係る本人負担分
- ・高額医療、療養介護医療、障害児施設医療に係る本人負担分
 - ・治療用装具に係る費用で、各保険者が保険給付を認めた場合の本人負担分
 - ・柔道整復師、はり・きゅう師、あんま・マッサージ（訪問マッサージ含む）・指圧師の施術料に係る療養費
 - ・指定難病医療費助成に係る医療費の自己負担分
 - ・訪問看護利用料（保険給付対象分に限る）

※ **助成対象とならない費用** → 各健康保険の保険診療以外の費用。

- (例)・入院時の差額ベッド料、おむつ代、薬の容器代、検診、予防接種など
- ・入院時の食事療養費
 - ・介護保険給付に係る利用者負担分
 - ・身体障がい者・児の補装具費に係る自己負担分
 - ・介護保険における訪問介護、訪問看護 等

《 問い合わせ先 》

菊池市役所	福祉課	障がい福祉係	電話	25-7213	(直通)
七城支所	市民生活課	市民生活係	電話	25-1060	(直通)
旭志支所	市民生活課	市民生活係	電話	25-3331	(直通)
泗水支所	市民生活課	市民生活係	電話	25-2150	(直通)